

地方法人課税の改正について

平成 27 年度税制改正において、地方法人課税について次のとおり改正が行われました。

1 法人事業税の税率の改正（外形標準課税の拡大）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割・資本割）を 2 年間で 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大し、その見合いの所得割の税率を引き下げることとされ、それぞれの税率が次のとおり改正されました。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分及び平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用

法 人 事 業 税		地 方 法 人 特 別 税						
		改正前	改正後		改正前	改正後		
			~ H27.3.31	H27.4.1 ~ H28.3.31		H28.4.1 ~	~ H27.3.31	H27.4.1 ~ H28.3.31
税率の引上げ	付加価値割	0.48%	<u>0.72%</u>	<u>0.96%</u>				
	資本割	0.2%	<u>0.3%</u>	<u>0.4%</u>				
税率の引下げ	所得割	所得のうち年 400 万円以下	2.2%	<u>1.6%</u>	<u>0.9%</u>	67.4%	<u>93.5%</u> ()	<u>152.6%</u> ()
		所得のうち年 400 万円超年 800 万円以下	3.2%	<u>2.3%</u>	<u>1.4%</u>			
		所得のうち年 800 万円超	4.3%	<u>3.1%</u>	<u>1.9%</u>			
		3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	4.3%	<u>3.1%</u>	<u>1.9%</u>			

地方法人特別税の税率を所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は改正前と同様です。)

2 税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分については、以下の及び の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額が控除されます。

調整後付加価値額 (1) < 40 億円

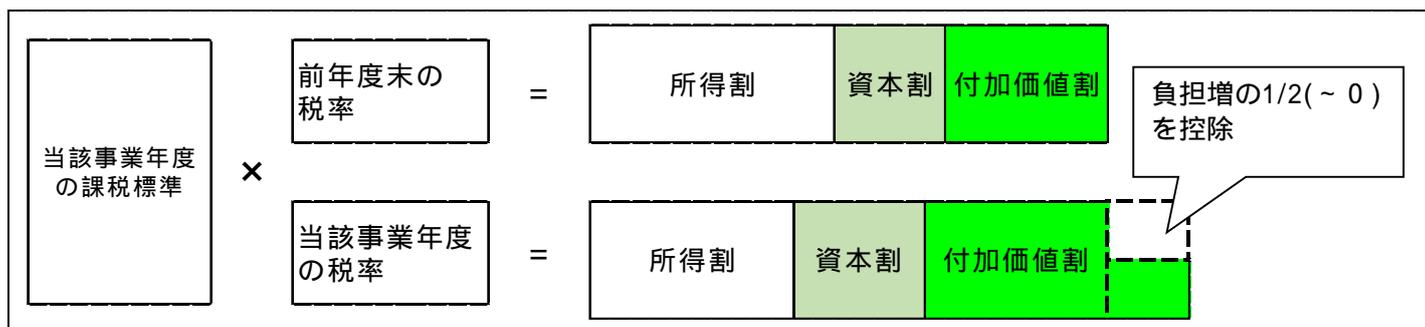
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の場合

平成 27 年 3 月 31 日現在の税率を適用した事業税額 < 基準法人事業税額 (2)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の場合

平成 28 年 3 月 31 日現在の税率を適用した事業税額 < 基準法人事業税額 (2)

- 調整後付加価値額 = 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数
- 基準法人事業税額 = 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額



3 法人事業税資本割の課税標準及び法人県民税均等割の税率区分の基準の見直し

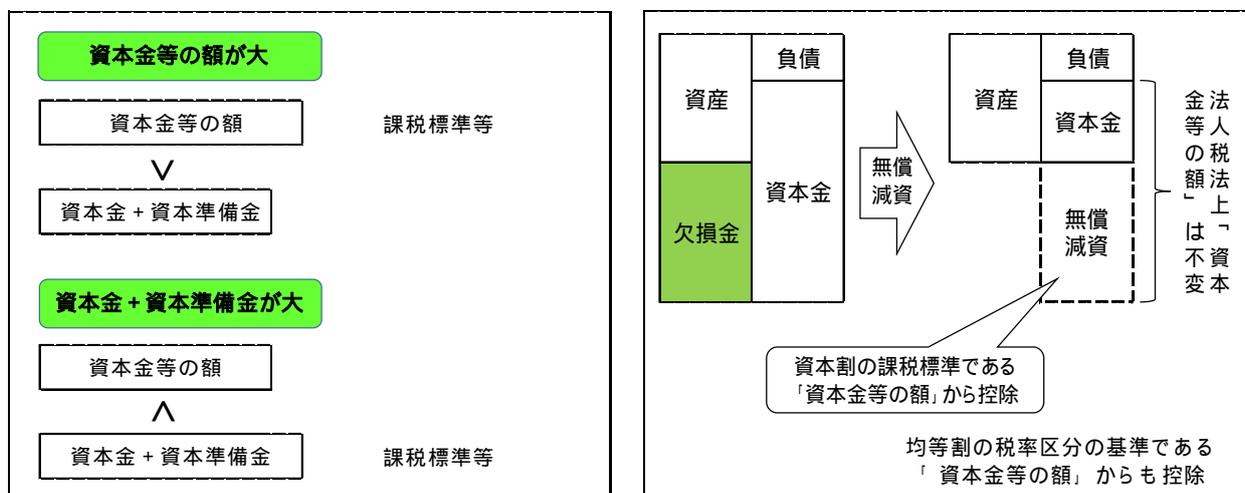
平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用

- (1) 法人事業税資本割の課税標準及び法人県民税均等割の税率区分の基準 (以下「課税標準等」といいます。) を原則、従来どおり下記 としつつ、 が を下回る場合には とすることとされました。

法人税法上の「資本金等の額」

「資本金」と「資本準備金」の合算額

- (2) 法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額 (欠損填補等) を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置が講じられました。



県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

[県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>]